

## 特定障害福祉サービス, 特定障害児通所支援の指定手続きについて

### 1 総量規制について

＜対象事業＞ 生活介護, 就労継続支援 A 型, 就労継続支援 B 型,  
児童発達支援, 医療型児童発達支援, 放課後等デイサービス

対象事業のうち充足率が 100%を超える事業は, 総量規制(定員増をとまなう事業所の指定をしないこと)が実施される場合があります。

函館市内における総量規制の実施の有無は, 年4回開催される南渡島障がい福祉計画圏域連絡協議会で決定になります。

### 2 協議会の決定

基準日	協議会の決定	指定期間
4月1日	5月	6月～8月
7月1日	8月	9月～11月
10月1日	11月	12月～2月
1月1日	2月	3月～5月

協議会では, 基準日における圏域内の「事業所の定員数」と「利用者数(障害福祉計画の利用見込み人数)」を比較し, 総量規制の実施の必要性について協議します。

①「協議会の決定」が『総量規制を行う』の場合

「指定期間」は指定を受けることはできません。

②「協議会の決定」が『総量規制を行わない』の場合

「指定期間」は指定を受けることができます。(ただし, 指定基準を満たさない場合は期間内であっても指定を受けることはできません。)

### 3 指定申請のスケジュール

函館市内で特定障害福祉サービス, 特定障害児通所支援の事業者指定を受けたい場合は, 事業開始日の前々月末までに函館市保健福祉部指導監査課へ申請書を提出してください。(4月から事業を行いたい場合は2月末までに指定申請が必要。)

ただし, 指定申請に必要な書類の作成等に1か月以上を要している事例がありますので, 申請を予定されている場合は, できるだけ早めに指導監査課にご相談ください。

「協議会の決定」前でも相談や申請は受け付けております。ただし, 総量規制が実施された場合は指定を受けることができませんのでご了承ください。

### ＜留意事項＞

総量規制は, 「障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときに行うことができる」とされているため, 充足率が 100%を超える事業でも, 必ずしも総量規制が実施されるとは限りません。

新規開設や定員増の検討にあたりましては, 対象事業の充足率の推移や, 圏域での総量規制の実施状況等を確認のうえ, 準備を進めていただきますようお願いいたします。